

# 令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

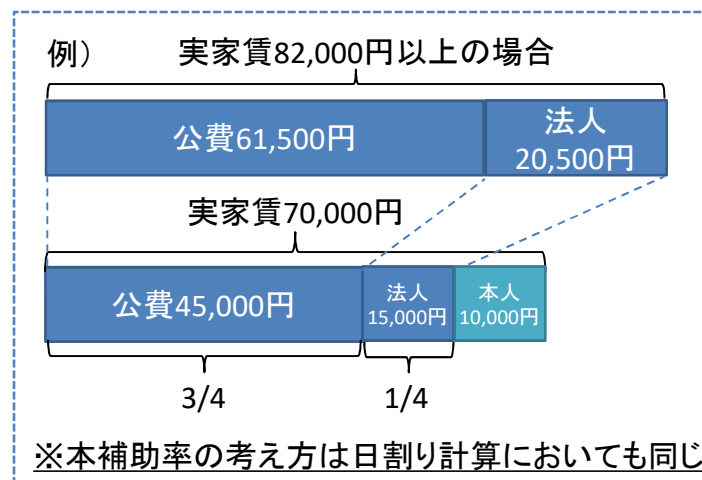
## 【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助  
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人による借り上げ物件が対象であり、法人所有の物件は対象外

■ 補助対象経費は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



## 【対象施設と対象者】

■ 保育所、小規模保育事業（C型除く）、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象

■ 施設長を除く、常勤の保育士、看護師（准看護師、保健師）、教諭（小学校、幼稚園、養護教諭）

※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外

（詳細については別途お知らせします）

■ 対象者は世帯主又は準ずる者（世帯総収入の50%超）であること、住宅手当等を受けていないことが条件

■ 法人に採用された日から6年以内（経過措置）

これまでに事業対象だった方で、引き続き令和6年度も事業対象となる場合の補助要件としては次のとおり

- 令和2年度からの継続対象者：10年以内
- 令和3年度からの継続対象者：9年以内
- 令和4年度からの継続対象者：8年以内
- 令和5年度からの継続対象者：7年以内

## 【実施期間と手続き】

■ 令和6年4月1日～令和7年3月31日

■ 申請に必要な書類(予定) ※変更となる可能性あり

- ①申請書
- ②補助対象者等内訳書及びその内容証明書
- ③不動産賃貸借契約書の写し
- ④住民票の写し(令和6年度発行のもの)
- ⑤給与明細書の写し
- ⑥事業者が家賃を振り込んだことを証する書類の写し
- ⑦雇用契約書の写し
- ⑧資格証明書の写し
- ⑨その他の補足資料など

※③、⑦、⑧について、過去に一度御提出をいただいている対象者の書類については、提出不要とします。ただし、既に御提出をいただいている内容から変更等が生じている場合は改めて、最新の書類を御提出ください。

■ 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期ごとに作成)は年1回提出

# 令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

## 年間スケジュール

実施期間: 4月1日～3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	第4四半期申請 前年度	実績報告書提出 前年度		第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	・審査 ・補助金交付 (5月まで)			・審査 ・補助金交付 (8月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (11月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (2月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃までに申請  
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

**【川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】**

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページに宿舎借り上げ支援事業の制度の詳細や、申請様式等の御案内がありますので、適宜御参照ください。